

令和5年 第11回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和5年11月24日（金）

## 令和5年 第11回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和5年11月24日(金)	開催場所	上里町役場4階協議会室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後3時10分	
議長	坂本俊雄	議事参与者	なし	
出席した事務局職員	事務局長：吉村 貴文 事務局次長：関口博之 主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川美雪

## 委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	坂本 俊雄	○	—	金井 栄	×
会長代理	小林 進	○	—	高野 保雄	○
1	木村 隆之	○	—	石倉 和宏	○
2	荻野 好雄	○	—	柴崎 久男	○
3	坂本 茂	○	—	関根 秀樹	○
4	山下 登	○	—	清水 忠之	○
5	森島 了	○	—	尾崎 保幸	○
6	菊地 宏利	○	—	飯塚 昭	○
7	須田 和弘	○	—	清水 福次	○
8	小暮 和利	○	—	松下 守	○
9	藤島 廣二	○	—	松本 康男	○
10	中久木大祐	○	—	北畑 光男	○
11	小暮 辰雄	○	—	関口 博孝	○
12	飯塚 豊	○			

## 会議進行状況

<p>〔開 会〕</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は14名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和5年第11回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記 の選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号8番 小暮和利 委員 議席番号9番 藤島廣二 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第35号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長  事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から3番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。</p> <p>1番、譲受人 上里町〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 千葉県〇〇△△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は2筆中、1筆目は大字〇〇〇〇〇△△△△ 面積は470㎡、2筆目は大字〇〇〇▽△△△ 面積は565㎡です。2筆とも地目は畑、合計で1,035㎡になります。居住地から1,420m、農業振興地域内の白地です。権利内容は売買による所有権移転です。譲受人に関する事項ですが、耕作面積23,315㎡、うち自作が7,570㎡。貸付地は1,077㎡。不耕作地はありません。従業者数は3名、機械につきましてはトラクター2台、コンバイン1台等所有しております。作付けは主にブロッコリーです。農地法3条第2項による審査は適合しています。譲受人は67歳の専業農家の方で譲受人が管理できなくなった農地を買い受けて経営規模を拡大するため申請となりました。</p> <p>2番ですが、譲受人 上里町〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 行田市〇〇△△△番地 公益社団</p>

		<p>法人〇〇〇〇です。今年の9月の農業委員会の際に、農林公社が間に入る農地中間管理機構の特例事業として、地権者から農林公社への売買として報告させていただきましたが、この議案はその農地を埼玉県農林公社から耕作者へ所有権を移転するためのものです。土地の所在は大字〇〇〇△△△△ 耕作者の居住地からの距離は410m、農業振興地域内の青地です。地目は畑、面積は1,284㎡になります。権利内容は売買による所有権移転です。譲受人に関する事項ですが、耕作面積8,995㎡、全て自作です。貸付地、不耕作地はありません。従農者数は4名、トラクター1台、耕運機1台等の機械を所有しております。作付けはきゅうり。農地法3条第2項による審査は適合しています。譲受人は39歳の専業農家の方で以前より管理していた農地を買い受けて経営規模を維持するため申請となりました。</p> <p>3番ですが、譲受人 上里町〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇〇〇〇△△△△ 面積は579㎡、地目は畑、居住地から50m、農業振興地域内の青地です。権利内容は売買による所有権移転です。譲受人に関する事項ですが、耕作面積21,132㎡、うち自作が6,537㎡貸付地、不耕作地はありません。従農者数は4名、機械につきましてはトラクター3台、耕運機1台、コンバイン1台等所有しております。作付けは米麦、キュウリです。農地法3条第2項による審査に適合しています。譲受人は60歳の専業農家の方で自宅地に隣接した農地を買い受けて経営規模を維持するため申請となりました。</p>
議 長		以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見ををお願いします。
小暮辰雄委員		1番、2番について 問題ありません。
石倉和宏委員		3番について 問題ありません。
議 長		ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。

<p>日程第3 議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について</p>	議 長	<p>質疑がないようなので、採決したいと思いますので、ご異議ございませんか。</p>
	議 長	<p>～異議なしの声あり～ ご異議なしと認め、申請どおり許可することに決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p>
	議 長	<p>～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p>
	議 長	<p>日程第3 議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>
	事 務 局	<p>農地法第4条の説明をさせていただきます。 1番ですが、申請者は上里町〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△△ 999㎡です。地目は畑、農家住宅兼農業用倉庫です。形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人の住居が国道17号バイパスの計画地内にあり、移転する必要があることから、現住所地の南側にある自己所有農地に、住宅及び倉庫を建築したく申請するものです。</p>
	議 長 尾崎保幸委員	<p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。  1番について 問題ありません。</p>

日程第4 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について	議 長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	日程第4 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から8番を提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事 務 局	農地法第5条の説明をさせていただきます。 1番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△△ 1, 000㎡です。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は農家住宅・農業用倉庫です。形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人の住居が国道17号バイパスの計画地内にあり、移転する必要があり、現居住地の南側の土地を譲り受け、住宅及び倉庫を建築したく申請するものです。 2番ですが、譲受人 さいたま市〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△△ 756㎡です。地目は田、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は長屋住宅8戸です。形態は新設、農業振興地域内の第2種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地は住宅地に囲まれ、住環境にも恵まれており、商業施設、医療施設、公共施設にも近く需要が見込まれることから申請するものです。 3番ですが、譲受人 上里町〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△△ 外1筆 面積は266㎡。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は有料駐車場、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地とみ

	<p>られます。宅地に接続しています。申請地は土地区画整理事業の地域内に位置し、有料駐車場の需要が見込めることから駐車場用地として整備したく申請するものです。</p> <p>4番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇 △△△〇 400㎡、地目は畑、権利内容は永年の使用貸借権設定、転用目的は一般住宅、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在実家にご主人と一緒に同居しておりますが、このたびご主人所有の土地に自己用住宅を建築したく申請するものです。</p> <p>5番～8番ですが、議案としましては、5番6番7番8番という形で、四つにわかれております。ただ、先月の農業委員会の中で説明をさせていただいたときに、前の2件をセットで、後の2件をセットという形でご説明をさせていただきました。今回も5番6番がセット、7番8番がセットになっています。5番は砂利採取、6番は表土置場・搬出入路です。先月は逆で、北側の農地が砂利採取、南側に表土置場と搬出入路という申請でした。しかし、砂利採取前に、文化財の調査が入り調査をしたところ、北側で文化財が出ました。文化財が出てしまいますと、文化財発掘調査をかけない限りは、農地は何もいじることができず、期間も伸びてしまいますし、文化財の発掘調査というのも費用がかかり、事業者負担になってしまうため、〇〇〇〇(株)としましても、文化財の発掘調査費をかけて、期間を延ばしてとなると、採算が合わない部分があるかと思えます。そのため、先月の案件が取り下げになりました。そこで今月改めて、砂利採取と表土置場の場所を入れ替えた形での申請になってございます。この5番6番につきましては、そのような形です。面積も若干2筆分縮小されております。先月は皆様にお諮りしたところ、許可相当という形でいただいている案件でございます。</p> <p>続きまして7番8番をご説明させていただきます。こちらにつきましても、先月と、場所的には全く同じになります。7番に関しましては、先月と形も使用方法も同じです。8番につきましては使用方法が変わりました。8番は搬出入路と表土置場が先月の申請が上がったところではございましたが、搬出入路とし面積が変更になりましたので、5番6番と、この7番8番を含めて4件、先月申請がありましたが全て農業委員会通った後に取り下げになり、それに伴いまして今回改めて5番6番につきましては、砂利採取と</p>
--	---

		<p>表土置場が逆転してきたした形、7番8番の案件につきましては、8番の搬出入路のところのスリムに変更になったということで、この4件を皆さんにもう一度再度お諮りをする案件でございます。7番8番も農業委員会の中では許可相当という形で、皆様にご審議を頂戴しているところでございます。よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p>
石倉	和宏委員	<p>1番、2番について</p>
		<p>住宅地なので問題ないと思われます。</p>
森島	了委員	<p>3番について</p>
		<p>周りもたくさん駐車場があり、日中埋まっているので問題ありません。</p>
北畑	光男委員	<p>4番について</p>
		<p>問題ありません。</p>
清水	忠之委員	<p>5番、6番について</p>
		<p>先月議案に出て、場所が逆になりましたが、昨日、近隣の人から、この場所の申請は許可されたんじゃないか、これでは困るということで、要望がありました。今日、もう1回申請し直して、皆さんに協議してもらうから、もう少し待つて欲しいと話しましたが、納得いかないようでした。別の近所の話だと、もう申請になって道路部分の関係も、決まっちゃってるのではないのか、何とかして欲しいと言っておりました。それともう一点は、藤岡の藤武橋から児玉の方へ行くと、サンエー工業がありまして、その先に神川へ行く信号があります。その信号から南へ入ったところが、この場所ですけれども、その人の要望ですと、何しろ道路が狭いので、ダンプが通れない。補助員とか、交通安全の人を何とか見つけてくれな。そこまでやってくれなければ困るということでありました。そういう経過というのは、昔10何年前にその道路の東側に豚舎があったんです。その豚舎は久保地区で豚のにおいがすごくて、だいぶ問題になり、</p>



		<p>反対の看板を作った経験があるので、かなり神経を使ってました。そのため先月の28日か29日に地区の皆さんに集まってお話し相談して、何とかして欲しいと言うお話がありました。そのため今朝、区長に内容を話して何とかならないか。こういう方向で進んでるんだけど、区長さんの地域の流れはどうなのかって聞きまして、今日来たわけです。</p>
議	長	つづきまして7番8番の担当地区の委員さんお願いします。
	中久木大祐委員	前回と変わった様子もなく、問題ありません。
議	長	ありがとうございました。先ほどの5番6番について事務局より説明をお願いします。
事	務	<p>局</p> <p>お話があったのは5番6番の案件だと思いますので、ご説明させていただきます。この5番6番については、先月の農業委員会と同じ案件として上がってたものでございます。その後、清水委員さんも今おっしゃってましたが、11月4日にこの〇〇〇〇(株)からの住民説明会、地元説明会ということで、久保地区への説明会があったというお話でした。久保地区からは砂利を採ってもらうのが駄目だという事ではなく、国道254から入ってきて、あの道路をずっと通られるのは、地元としてはどうなのかというお話が多かったみたいです。そちらにつきまして業者に違った案や、地元はこういう懸念があるから、そこをどうにか考えてもらえないかというお話があったらしいです。農業委員会としましては、先月は許可相当とされていましたが、今回改めて入れ替えてきたので、そのような意見をお伺いしながら、皆さんにお諮りできる部分であるというところでは、もう1度こちらで清水委員さんからいただいた案件を議論するには、非常に良い話かなと思っております。ただ農業委員会では農地を農地以外の目的にするという、農地転用の審議をさせていただいております。今回の議案に関しましても〇〇〇〇(株)という砂利採取業者が、その農地を一時的に砂利採取したいという案件の申請になります。こちらは表土置場にしたいよという案件でございます。ですので、この農地法上の観点で、この農地転用が良いか悪いかとなった場合には、何ら</p>

	<p>議 長</p>	<p>その制限をするところは見受けられないとは思いますが。ただ、地域住民がこうにされては困るというお話がございますので、それに関して何か条件的なものをつけていくのは一つの案だと思います。砂利採取をする、しないではなくて、ダンプがその道を通るのが問題という事であれば、そこを条件とする話はあると思っております。昨日お話をいただいた事について、本日午前中清水委員よりお話をいただいたことを受けまして、私の方で地元の区長、並びに〇〇〇〇(株)にもどうなってるのかと確認させていただきました。地元区長としては、11月4日以降に何か考えたのか、〇〇〇〇(株)さんに対して、地元はこの道通って欲しくないが、何か考えたのかというところが焦点だということでした。そこで、〇〇〇〇(株)に今どういう形の案があるのか確認をしたところ、通りの時間帯や、一方通行ですとか、曜日だとか、その辺をまとめました。地元の方からはこの休みに協議したいというお話をうけました。今回〇〇〇〇(株)さんのプラントは神奈川沿いにあり、その前の通りの県道から出て、国道254号に行き、今度国道254を神川の方に向かっていき、信号を久保のところから入ります。県道、国道、町道と通って、今回の砂利採取場所に入る計画は砂利採取をする砂利採取計画書を、北部環境にあげて、北部環境は砂利採取計画書が正当なものかどうか確認するのですが、そのルートも北部環境には出ております。農業委員会は、その場所をダンプが通るとなれば農地のため、内容を見ますが、町道については農業委員会がどうこうできる話ではないので、町の町道担当にも、確認をしております。県道、国道、町道の中では、大型車が通ってはいけないという規制はなく、法律的には何の規制も決まりもないということです。ただ地元から、そこところは狭いところがあるんだよ、朝方これだけ藤岡に行く車が多いから、交通量が多いんだという、そういう要望のあるところは、地元と事業者でちゃんと協議して、お互いに歩み寄った話が必要なと思いますので、その所はしっかりした方が良くと業者の方に午前中お伝えさせていただきました。それで地元が納得するかどうかは、この後の話になりますが、今日も農業委員会に上がった案件の中で、ここが砂利採取をする場所、表土置場にする場所という案件自体を1つにし、その道を、地元がそこ通らせたくないからというだけで、不許可という判断は非常に難しいかなってことで考えております。ただそもそも、結局地元の意見は大事な話ですから、そこところは当然条件を付けていく必要かなと考えております。</p> <p>他に質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
--	------------	--

	坂本 茂委員	先ほどの砂利採取の件ですが、参考にお聞かせ下さい。一旦この農業委員会にかかって農業委員会で許可を取ったものを、業者が取り下げたときに、今回は変更により変更後の申請があったから、それで私達も理解ができましたは、単に通ったものを取り下げた場合はこの農業委員会にはかかるのでしょうか。取り下げがありましたという報告があるのでしょうか。その点をお聞かせ下さい。
	事務局	私もそこについては考えまして、今回議案を皆様にお配りする前に、こういう取り下げがあったという事をお伝えしてから、配るべきだったと反省しているところでございます。農地転用の申請書は埼玉県知事あてと言うことで、農地転用の許可権者は埼玉県知事になりますので、埼玉県知事様という許可申請書になります。事務を取扱う中で、各市町の農業委員会が仮受付窓口になってございます。うちの町で言いますと、毎月10日までに申請書を提出いただきます。それはあくまでも仮で受けてる状態です。その月の25日に、農業委員会の審議にかけまして、その内容を許可相当、不許可相当ということで、県に進達をかけます。県は、進達をされたときに受理する形になりますので、県に書類が届いた後は取下書になりますが、今回は県に書類が届く前に取下げになったものですから、町は、単純に返却という取り扱いで構わないという状況になってます。農業委員、推進委員の皆様にとどの時点でご報告するのがベストなのかは、私の方でもわからなくて、この意見をいただきました。今後はなるべく取下げがあったときには、お伝えすべきなのかなとも思いますが、電話連絡にするのか通知にするのか、その辺のこともどうすべきかというのがあります。今回のように、次回の議案のときに取下げがありましたというご報告でよろしいでしょうか。今回はたまたま取下げがあつて、再度同じところが申請に上がってきましたが、別の案件で取下をしてたら取下げしつぱなしという事があるかと思えます。取下げがあった場合には、次回の直近の農業委員会でご報告をさせていただくという形で、よろしければさせていただきたいと思えます。
	木村隆之委員	5番と6番の関係ですが、議決では付帯決議みたいなことは、つけられるかどうか、それが可能かどうか。

	<p>事務局長</p> <p>木村隆之委員</p> <p>事務局長</p> <p>菊地宏利委員</p> <p>事務局</p>	<p>木村委員のご質問ですが、今回5番、6番については清水委員さんから地元の意見ということで、こちらにも重むきを置いております。ただ、なかなか過去の案件を含めて不許可は難しいということで、今関口の説明もあった通り、付帯ということで、地域の道路要望や、交通事情等を踏まえて、ここは地元との協議を密にして、この事業を実施するように、今後、業者と地元の要望をよく話し合いをするように条件をつけて、〇〇〇〇(株)には依頼したいと思っております。</p> <p>付帯決議をここで議決するという形になるのか。</p> <p>条件付きで。条件は大体おっしゃったのを付けて行きたいとは思ってます。</p> <p>私も詳しくわからないが、前提として勝場藤木戸線がありますが、(株)〇〇〇〇が勝場藤木戸線の東側を砂利採取したときに、あの道にはダンプを通さないという、区長さんからの要望があり、事前に(株)〇〇〇〇と区長さん等の地元の人と協議したと思います。だから〇〇〇〇(株)さんの場合はそういう協議はなしで、ここを通るといふ話も全然なかったんでしょうか。まったくわからないので、一応聞いてみるだけです。</p> <p>ありがとうございます。本来は砂利採取に関しまして、地元集落に説明会を持たなくてはいけないという決まりはないのですが、今回は久保の集落に近いということで、企業努力で企業側から地元説明会をしています。その結果で、地元から、地域をなるべく走ってもらいたくないという話がありました。〇〇〇〇(株)さんも、町の町道担当者にも、協議はしていますし、その他のルートの検討も、県の北部環境と行っているということです。地元のある方は、直接町の道路担当の方にお問い合わせをいただいているということもありません。ですので協議はありますし、今回こちらの案件がそのルートはどうしても、二の次って言うのは失礼なんですけども、砂利採取と表土置場に関しての権限についての許可、不許可の案件であって、そこに付帯という形で条件を付けるという意見が一番望ましい形なのかなというのは私も考えていますが、地元で言うと、その部分を通ってもらいたくない、区長さんにお話を聞く限りでは、部分的に狭いところがあるんだと。それとですね、時間帯を考えてもらいたいですとか、一方通行にしてもらいたいと</p>
--	--	--

		<p>           いろいろな地元の意見があるそうです。この地元の意見に対し、農業委員会がどうこう言えないですが、私の方でも区長に、地元説明会でどういう意見があったのかをお聞きし、それに対する農業委員会の条件をまとめさせていただいて、付帯という形にさせていただきたいと思います。どういう文書にするかというのは、今ここで示すことができませんが、私もどちらの味方をするということはないです。どちらかと言えば、町の職員ですし、町民の立場に立ったお話をしていくべきではあるかと思ってます。ただ、どうしても法律や決まりの中では、できる事とできない事があり、業者から言われた時に、それはどこかに書いてあるのか。法律はあるのかというときには、感情論的な話だけだと弱い部分もありますので、法的な話でしかお答えできない部分もありますが、気持的には町民側に立った内容を農業委員会の意見として、作らせていただくということによろしければ、私の方で作らせていただきたいと思います。         </p>
	木村隆之委員	<p>           どっちみち付帯決議は要望だと思います。         </p>
	事務局長	<p>           そこをまとめて、条件をつけて、提出をさせていただきたいと思ってます。         </p>
	事務局	<p>           午前中、〇〇〇〇(株)の社長と話をさせていただいたときには、〇〇〇〇(株)としては何かしら歩み寄らないと絶対に地元には理解してもらえないという事は社長もわかってまして、そのところは、まとめたものがあるということですから、改めてそれを区長さんの方に話を持っていくということなので、その状況も踏まえて聞いてみたいと思っております。         </p>
	議長	<p>           他にございませんか。         </p>
	議長	<p>           質疑がないようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。         </p>
	藤島廣二委員	<p>           5番、6番の件については今日でないともういいんですか。付帯決議の内容がある程度わかった方が賛成         </p>

	事務局	<p>するしないか、決めやすい。</p> <p>農業委員会の決審については、許可、不許可、保留というような形でさせていただいております。今回の申請に関しまして、業者さんと売り手側は砂利を売る側と掘る側で、一応そこで経済的に商売が始まっていますので、1ヶ月延ばすことがどうなるのかはここではわからないですけども、継続審議というのも一つあり得る形ですので、なくはないと思います。</p>
	藤島廣二委員	<p>要するに法律上どうかという事はよくわかりますが、単に法律で決めるだけだったら農業委員会で検討する必要がないので、やはり農業委員会で検討する場合には、地元の方々がどう言ってるかというのを十分踏まえた上で、最終的な決断をするしかないと思っています。あと今までの話で、前回決まったときに、地元の方々はどういうふうに言われてたのか、よくわからなかったのですが、急に今回、色々問題が出てきたのかどうなのかってというところがわかりません。</p>
	事務局	<p>前回農業委員会が10月25日で、地元説明会が11月4日ということで、説明会の方が後だったんです。農業委員会の前には、区長班長会議という形はあった様です。</p>
	事務局長	<p>それは29日でした。</p>
	事務局	<p>地元と業者との説明会がすべて前回の農業委員会の後だったようです。前回の農業委員会で申し上げますと、搬路に関しましては、実際には砂利採取計画というのが環境部の方へ行く申請書には示されていますが、農業委員会に関しましては、その搬路は農地ではない部分ですので、特段農業委員会で議する場ではないという事で、話題がなかった分さらっと行きました。今回はその後に話題が出てきたので、農業委員会でも何か考えないといけないのではという話になったという状況です。</p>
	議長	<p>議案番号1番～4番と7番、8番について採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>

	議 長	質疑がないようですので採決したいと思いますがお異議ございませんか。
	議 長	ご異議なしと認め、申請通り許可相当とすることに賛成委員の挙手をお願いします。
	議 長	挙手全員でありますので、申請通り許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	次に意見のあった5番、6番についていかがいたしましょうか。
	事務局 長	保留か、採決するか、どうするかということで、今までの案件等も含めて、藤島委員から付帯を見てからという事ですので付帯を早急にします。
	事務局	もし採決が許可相当若しくは不許可相当と決審をしていただくのであれば、来週中には付帯として条件的なものを私の方で作りまして、委員の皆様にご郵送させていただいて、これに関してご意見を下さいという形にさせてもらう手もあるかと思っております。内容的に保留にして、もう1ヶ月向こうにいくとなると、色々と時期的なものもあるかと思っておりますので、今日会議が終わりましたら、もう一度区長の方と、電話で連絡を取り合いたいという話をさせていただいているのですが、この後、(株)〇〇〇〇の件に関しまして、こういうことがあったんだよっていうことを含めて(株)〇〇〇〇と区長の方に私の方から話をさせていただいて、付帯決議を来週中に固めて、皆さんに確認をしていただくという事でいかがかなと思っております。
	議 長	どうでしょうか
	坂本 茂委員	この件は、一応保留と言うことに対して反対するわけではないですが、結局は保留にしても合法的なので、先ほど事務局から説明があったとおり、合法なんだからどっちみち農業委員会で許可を出さないわけ

	<p>事務局長</p>	<p>には行かないんですよ。だからそれを1ヶ月引っ張るかと言う話ですが、付帯決議も法的拘束力は一切なくて、お願いしますと言うだけなんです。向こうが良いよと言えば良いし、こんなことはできないよと言えば、実際的には何の意味もないわけです。ですので保留にするという事になれば、この申請者の方々に對して、こうでこうでこう言うものなので、今回は保留になりましたと農業委員会の事務局がするのか、会長がするのかわかりませんが、その時になんと風にするのかと言うことなんです。ただこれ全てここにかかってくるのは前提として、合法なんです。合法だから役場できちんと出すんですよ。合法的なんだから審査なんかする必要はないだろうと、いわゆる書面決議でいいだろうと。ところが、役場は合法的だと思ってこの申請書を出したのですが、地元とするとこれは違うんじゃないかって言うのが、たまに出るときがあるのでこの会が必要なんです。あと農地パトロールだとかですね。というところで、役場の事務局で全て把握ができないことを私達がそれをカバーするわけですよ。こういうのがあつて時のためにあるわけなんだから。ただ今回については、前回は許可を出したのにこういう違反があつたんじゃないか、そういうときが来たら私は保留で完全に解決ができるようになればいいんですが、そういうものがない限りは、保留というのは農業委員会の制度として、まずいんじゃないかなつていうのは、私個人的な意見ですけど、参考までに。</p> <p>坂本委員ありがとうございました。委員がおっしゃった通り、また事務局から説明した通り、今回よく議して上程をしているということで、ご存知の通り、農地法上この案件については、問題がないので上程しているという解釈をお願いします。また今回のルートについても、地元からの要望、意見は十分承知して、我々も地元と業者が納得した上でやってもらいたいので、地元側に立つ意見を(株)〇〇〇〇にも我々も言ってきました。ただ、今のこの道路の構造上、規制がなく、大型ダンプも通って良い状況になっている中で、このような申請が上がってきてる状況なので、その点を踏まえて、我々も今回、これは地元からそういう声も聞いているけど、なかなか不許可なり断ると言う訳にはいかないよねということであげさせてもらってます。では、どういうことができるかということも会長や代理とかと話をし、今まさに坂本委員や木村委員がおっしゃった通り、やはり地元として、より良い方向でやってもらうために妥協点を見つけて、誘導員とか、運搬の方法や、地元の子供たちの交通安全や交通事情に最大限配慮しながら事業を実施して欲しいというような、全く付帯決議は拘束力がないと思われるんですが、要望はつけて(株)</p>
--	-------------	---



		<p>〇〇〇〇には、我々からもやっていきたいと思っております。</p> <p>坂本 茂委員 その通りで、今言ったことを付帯決議としてやれば良いと思います。地元の意見で安全安心、そういうことに最大限の配慮をしてくださいと言うことですから、それでいいと思いますよ。</p> <p>藤島廣二委員 私も良いと思うのですけれども。また、それを強制的にできないということも確かだろうと思います。ただやはりこういう問題はなんで起きるのかということをはっきりさせて、現在の法律で解決できないならば、新たな制度、法律を作ることも必要になってくるわけです。実際社会はそういう形で新たな法律を作って改善されていくわけです。今回の事などもそれなりに一定の議論をして、どういう問題があるのかははっきりさせておいて、そのことを(株)〇〇〇〇さんが十分に理解して、納得してやっていくならば問題はないですが、そうでないならば、今後はどういう体制をとっていかなければならないのかという事を考えなければいけないと思います。</p> <p>坂本 茂委員 砂利の関係なんですけど、掘っていいか掘っては駄目だというのは、上里町の条例で決定ができるんですよ。だから、これだけは(株)〇〇〇〇に言うておいて欲しいのですが、あまり地域で問題になると、農業委員会から議会に対して、上里町の条例で砂利採取を廃止して欲しいというのをやるかもしれませんから、とにかく地元とも問題を起こさないようにやってくださいって。今本庄や神川なんかは掘ってないですよ。</p> <p>事務局 長 上里と神川は掘っています。また深谷あたりでも川沿いとか県北の方は掘っています。</p> <p>坂本 茂委員 でもそういう事もできるわけなので、その辺も踏まえて、向こうも業者なので、その仕事で生活しているのですから。それを潰すことはできないけど、地域と共に共存をしていかないと駄目ですよと言う事だけはよく伝えて欲しいと思います。</p>
--	--	--

日程第5 議案第38号 農地等の相続税納税猶予 適格者認定について	議 長	今話が出ましたが、5番6番に関しては許可相当か保留にするか手を挙げていただきたいと思うんですけども、許可すると言う方は挙手をお願いしたいと思います。
	事 務 局 長	多数ですね。9人です。
	議 長	保留の方は。
	事 務 局 長	4人ですね
	議 長	許可多数で許可相当といたします。よろしいですか。
	藤島廣二委員	できましたら(株)〇〇〇〇にお伝えください。許可したのは全員ではないですよ。
	事 務 局 長	はい。先ほど関口の方からもありましたが、付帯については皆さんに郵送させてお知らせしたいと思いますので、ありがとうございました。皆さんの思いは伝えたいと思いますので、よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。
	議 長	日程第5議案第38号 農地等の相続税納税猶予適格者認定について事務局より説明を求めます
事 務 局	議案第38号農地等の相続税納税猶予適格者認定につきましてご説明させていただきます。この相続税納税猶予制度につきましては、農業経営を行う相続人を税制面から支援するため、一定の要件のもとに納税が猶予されるという制度となっております。今回の議案につきましては相続税の納税猶予に関しまして提出されました適格者証明願ひにつきまして、申請人が租税特別措置法の適格者として要件適合しているかどうかについて、農業委員会に対して証明を求められております。議案の9ページをご覧ください。要件ですけれども、亡くなられた方の要件としましては、死亡の日まで農業を営んでいた、または死亡の日まで中間管理などで貸し付けを行っていたことです。相続人の要件としましては、相続により取得した農	

		<p>地について農業経営を行うと認められるということになります。内容については9ページをご覧くださいますと、申請人は上里町〇〇〇〇△△△にお住まいの〇〇〇〇様になります。被相続人につきましては令和〇年〇月にお亡くなりになりました、お父様の〇〇〇〇氏です。同じ敷地内にお住まいになっていた親子です。摘要の申請農地は1万3, 430㎡でして、この筆の相続税の納税猶予の適用を受けるための証明願いの申請がありました。被相続人の〇〇〇〇さんにつきましては、老齢になるまでの専業農家として農業を営んでおりました。また、相続人の〇〇〇〇さんにつきましては、専業農家で自作しておりまして、借受と自作を合わせまして約7ha耕作をしております。主に大根、麦、小豆を作付けしており現地調査をさせていただきましたが、適正な農地の管理をしていると確認できております。以上です。</p> <p>議長 中久木大祐委員 事務局 坂本 茂委員</p> <p>ただいま事務局から説明がありましたが、質疑のある方は順次発言をお願いします。</p> <p>この農地等の相続税納税猶予と言うのは何かわかるよう説明をお願いします。</p> <p>こちらにつきましては、租税の法律がもとになっており、申請は税務署の方にしていただくものになっております。相続した方が、あまりにも相続税が高いと、農業経営するのが大変になってしまうことを踏まえて、このような制度があります。ずっと農業を続けるというような状況である方に関してはその農地の相続税が猶予となり、亡くなるまで耕作するとか、場合によっては中間管理で土地を貸すような場合でも、要件によっては適用になり相続税が猶予されるような制度となっております。猶予期間は相続税の申告期間までにこの申請をして適用を受けた場合には、以前の制度ですと20年間は農業をすればそれが過ぎればもう相続税を払わなくていいということなのですが、今は亡くなるまで耕作することになります。ただ、中間管理で土地を貸す場合でも、要件があればこの猶予が効くようです。</p> <p>昔は20年って言ったよね。</p>
--	--	---

	事務局	そうですね、平成の何年かまでは20年間の猶予期間がありまして、その間耕作をすれば相続税は猶予されましたが、今は生涯です。その代わり中間管理で農地を貸した場合でも税務署の方に届ければ要件があればOKということです。
	坂本 茂委員	その関係ですけども、農地の今評価は低いのだから、別によっぽど何かがないと、1反で50万円程度だと思っただけですね。評価だからもっと下がるかな。そうすれば、通常なら基礎控除が3,000万円、1人で1,000万だとか、600万円か。その控除額があるんだから通常はかからないと思うんだけど、この家はあるってことですね。
	尾崎 保幸委員	ちょっと質問ですが、私は今まで農業委員会で納税猶予の話が出てきたことは、経験の中で初めてですけども、まずですね、納税は税金の問題なんで税務署の話だと思うんですが、農業委員会で出てきたというのは、農業委員会としてはどういうところを評価するためなのか。例えばこの方が一体どういう農業をやってて今後ずっとやられるのかと言うのを、今言われてすぐ判断していくのかなんて難しいんじゃないか。だから、この農業委員会でどんなところを評価するのか、わかれば教えていただきたいんですね。
	事務局	こちらの納税猶予につきましては、直近が令和元年の7月に申請がありまして、4年ぶりの申請です。こちらは税務署の方に皆さん相談をされまして、申請するかどうかということを決めているようです。一生涯農業をやるかどうかは農業委員会の方では確かにわからないですけども、相続人の要件としまして、農業を行なっているということについて農業委員会の証明が必要となるために、農業委員会に申請があります。且つ、3年ごとに税務署の方から農業委員会の証明をもらうように指示がありまして、私の方で申請があった場合にはその方の農地を見に行かせていただいて、農業されてるということであれば証明させていただきます。
	尾崎 保幸委員	それを評価して見てるんですね。
	事務局	農業されてるということであれば総合的に判断させていただきます。

	尾崎保幸委員	詳しく知らなくてもいいんですね。
	事務局	地域地域で、この方は西金の方ですが、地区が近い方は一生懸命やっているとわかりますが、遠くの人に見れば、わかりませんよね。ですので、そこはある意味地域的な委員さんの方から一生懸命やっているのがわかれば問題ないという判断をするしかないのかなと。それ以外は今日の今日出されたけど、判断は難しいですから、そのため地域の委員からお話をいただくっていうのも一つの手なのかなと思います。
	議長	採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	議長	ご異議なしと認め、提案通り認定することに賛成委員の挙手をお願いいたします。
	議長	全員賛成でありますので、提案通り認定することに決定いたします。
	議長	以上で、本日用意いたしました全ての議案審議を終了します。続きましてその他を事務局よりお願いします。
[その他]	事務局	その他について <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地利用最適化活動の推進について・・・情報交換会参加</li> <li>・次回の定例会について 12月25日(月) 午後1時30分 役場協議会室</li> </ul>
[閉会]	会長代理	日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和5年11月24日

議 長

印

(小暮 和利 委員)

署 名 人

印

(藤島 廣二 委員)

署 名 人

印